

高森町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 長野県高森町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (22年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	36.0人/ha(平成27年度現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	6処理区(新田、牛牧、上平、吉田、出原、上市田)		
処 理 場 数	6処理場(新田、牛牧、上平、吉田、出原、上市田)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年度に公共下水道と農業集落排水の統廃合を検討し、将来的に農業集落排水6地区を公共下水道に接続予定。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 ・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定(従量使用料制)しています。 ・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用等と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,640 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,976 円
	平成26年度	3,744 円		平成26年度	4,020 円
	平成27年度	3,744 円		平成27年度	4,046 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名(損益勘定所属職員)
事 業 運 営 組 織	環境水道課下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・処理施設、マンホールポンプ場: 運転管理業務等を仕様発注にて委託しています。 ・管渠施設: 調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・各処理施設で発生する下水汚泥は、各処理場で濃縮後、し尿や浄化槽汚泥とともに、汚泥処理業者により場外搬出し、セメント原料や路盤材、土壌改良剤として使用されています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付

経営比較分析表

長野県 高森町

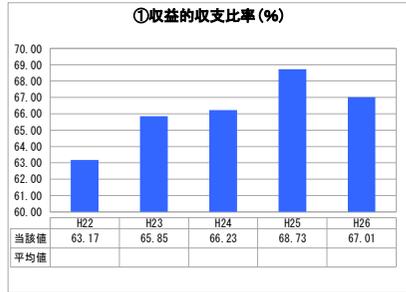
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	36.10	88.18
1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)			
3,744			

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
13,467	45.36	296.89
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,860	1.35	3,600.00

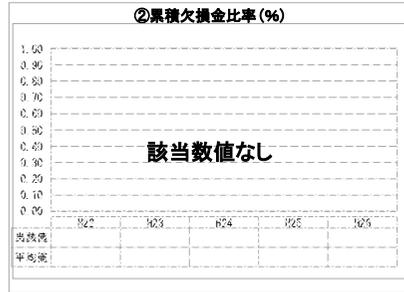
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

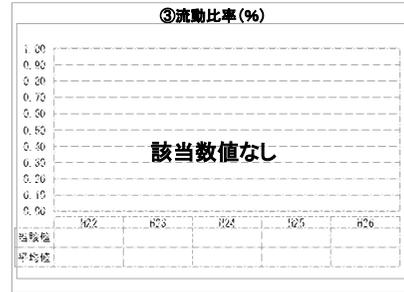
1. 経営の健全性・効率性



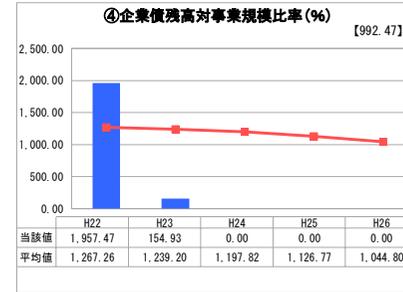
「単年度の収支」



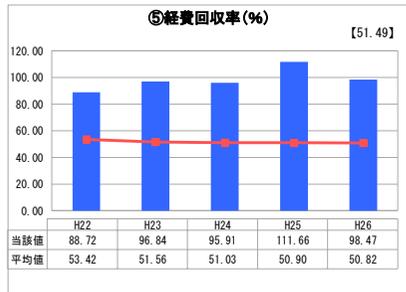
「累積欠損」



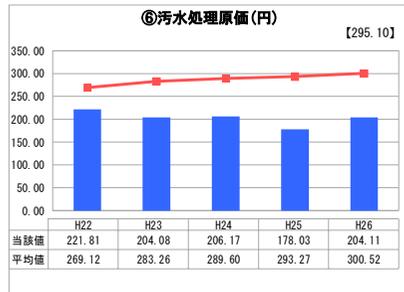
「支払能力」



「債務残高」



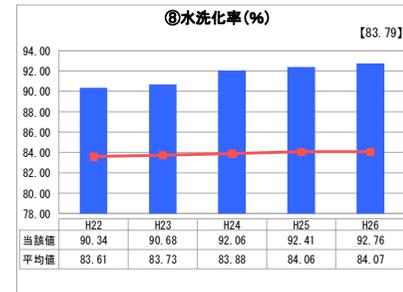
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

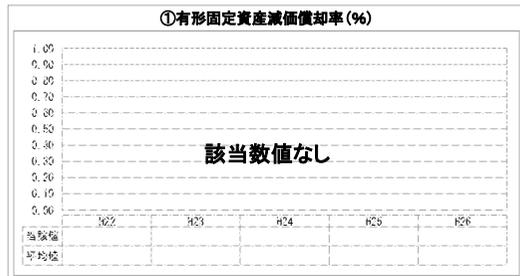


「施設の効率性」

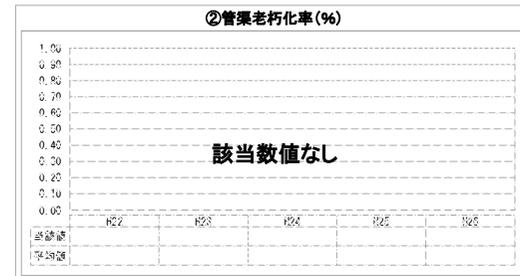


「使用料対象の捕捉」

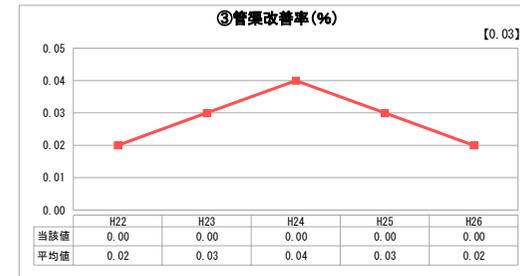
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

経営の健全性を計る指標のうち、経費回収率からみて汚水処理費はほぼ使用料で賄われている。企業債残高対事業規模比率は類似団体平均に比べ良好ではあるが、一般会計繰入金によるところが大きい。これまでと同じく、従に収入の不足を繰入れに頼ること無く厳格に繰入基準に則って運営を行う。また、総管理委託による運転管理を通じて汚水処理原価の一層の抑制を目指す。料金についても、今後策定を予定する経営戦略による収支計画に則り、適切な時期に改定を行う。

一方、処理可能な汚水量に対し実際に処理している汚水量の割合を示す施設利用率をみると、H26で51.04%と大きく余力に余裕がある。水洗化率は90%を越えており、徐々に増えてはいるものの急激な改善は見込みにくい。小規模な処理区域を6地区抱えているが、現在検討している農業集落排水統合計画を実行し、施設集約による処理原価の低減・施設の有効活用を図っていく。

2. 老朽化の状況について

最も初期の処理区が供用開始して20年が経過しているが、管渠の耐用年数からしてまだ施設更新には着手していない。処理施設については、維持管理の中でコストと修繕による機能維持とのバランスを図ってきた。今後はストックマネジメントを通じ各資産の老朽化・重要度を把握し、年次的な更新計画と収支計画の整合により、適正な処理を保ちつつ安定した経営を目指していく。

全体総括

平成8年2月に供用を開始して以来20年余が経過し資産の更新期が近づくと共に、人口減少や土地利用等社会情勢も変化している。下水道事業は、日々の汚水処理を通じ公共区域の水質を保全し住民の生活環境を守るために欠くことのできない重要なサービスを担っており、将来にわたり安定的にサービスの提供が継続されなければならない。これらに対処するため、資産の集約・規模の縮小も含めた事業の見直しを進める。まずは現在計画を作成している農業集落排水事業の統合を進めていく。また、「高森町農業集落排水事業経営戦略」の策定を行い、将来にわたる収入と支出の試算と均衡を保ちつつ計画的な資本投資をすすめ、安定したサービスの継続に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

【経営の基本方針(農業集落排水事業)】

施策(1) 経営の安定

- ①町の財政状況は逼迫しており、下水道事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組むこととし、経費の節減を図るとともに、下水道使用料の適正化を図ります。
- ②経営基盤の強化を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業の会計方式を平成32年度から公営企業会計に移行する予定です。

施策(2) 運転管理の一元化

平成28年度から下水道施設の運転管理委託を長野県下水道公社に一元化し、効率的な運転管理を目指します。

施策(3) 公共下水道への編入

経済性検討の結果、現在の6地区の農業集落排水施設を継続するよりも、6地区すべてを、公共下水道へ接続して集約化することが経済的と判断されたため、農業集落排水施設は平成39年度を目標に順次、公共下水道への編入を実施します。また、施設跡地は防災倉庫などに活用します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法を示す

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

農業集落排水事業の投資として、主に改築事業を計上し、10年間で約3億円の投資を見込んでいます。

1) 整備事業

・農業集落排水事業は整備が完了しているため今後の新規整備事業は見込んでいません。

2) 改築事業

- ・平成4年度の事業着手から現在まで25年が経過しており、10年後においても管渠の標準的耐用年数(50年)は満たさないため、管渠の計画的な改築事業費は見込んでいません。
- ・初期に設置したマンホールポンプは、本計画期間内に老朽化に伴い停止する可能性があるため、マンホールポンプの改築事業費を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

農業集落排水事業の財源は、建設改良費に対しては国庫補助金や地方債、受益者負担金等を充当し、維持管理費や地方債償還費(元金、利息)に対しては下水道使用料や一般会計繰入金等を充当しています。

1) 建設改良費の財源

- ・建設改良費の財源となる国庫補助金や地方債は、建設改良費の内容に応じて、現在の国の制度により算定される額を計上しています。
- ・受益者負担金は新規接続者から徴収し、農業集落排水事業の建設財源に活用します。

2) 下水道使用料、一般会計繰入金

- ・本経営戦略における下水道使用料は、現行の料金制度を継続するものとしますが、下水道事業への編入に伴い有収水量の減少するため、現行の料金制度のままでは減収するものとして計上しています。
- ・一般会計繰入金は、下水道使用料で賄えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として充当しており、平成31年から段階的に予定している下水道事業への編入に伴って、使用料収入が減少することから維持管理費に対して一般会計繰入金が必要となる見込みです。
- ・一般会計繰入金は年あたり1.5億円から2.7億円必要となっており、人口減少や住民の公平性を考慮すると、今後はより一層の一般会計繰入金抑制に向けた改善策が必要です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費として、管渠・処理場等の維持管理費（動力費、委託費等）を計上しています。

1)維持管理費:管渠費

・管渠、マンホールポンプの維持管理費として委託費等を計上しており、これらは過年度の実績や今後の処理水量、維持管理するマンホールポンプ基数の減少を考慮して年間約0～11百万円を計上しています。

2)維持管理費:処理場費

・各クリーンセンターの維持管理費として委託費等を計上しており、これらは過年度の実績や今後の処理水量の減少を考慮して年間0～54百万円を計上しています。

3)その他維持管理費

・その他の維持管理費として、職員給与費や一般管理費を計上しており、職員給与費は現状の1人体制を存続するものとして計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載

広域化・共同化・最適化に関する事項	最適化(公共下水道事業との統廃合)については、現在調整段階にあり、平成31年度から平成39年度にかけて農業集落排水6地区すべてを下水道接続する予定です。 広域化・共同化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■連携協約や協議会制度を活用した事務の共同処理等 ■事務の委託・代替執行の制度を活用した事務の効率化
投資の平準化に関する事項	投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■ストックマネジメントによる計画的な改築の推進
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■改築事業を含めたPPP/PFIの導入(広域化・共同化と併せて)
その他の取組	上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直しに関して、下記の事項について今後検討していきます。 1)料金体系の見直しによる一般会計繰入金金の抑制 (適正水準の確保、認定水量の見直し)
資産活用による収入増加の取組について	資産活用により収入増加の取組について、現時点では採算性が低いと見込んでいますが、同規模都市等での実施事例等を踏まえ、採算性のある資産活用方法を継続的に調査していきます。
その他の取組	上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■包括的民間委託の適用・拡大・一体化
職員給与費に関する事項	職員給与費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■業務量の分散化・平準化による職員給与費の増加抑制
動力費に関する事項	処理施設、マンホールポンプの動力費は、平成27年度より包括民間委託に含めており、今後も継続していきます。
薬品費に関する事項	処理施設で使用している薬品費は、平成27年度より包括民間委託に含めており、今後も継続していきます。
修繕費に関する事項	処理施設の修繕費は、平成27年度より包括民間委託に含めており、今後も継続していきます。
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■汚泥処分費の低減 ■管渠の計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ予定をしておりますが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>①経営戦略の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、決算確定後に投資・財政計画と実績の比較を行い、計画と乖離がないか検証を行います。 ・計画と大きな乖離が生じる場合は、その原因を分析し、次項に示す経営戦略の見直しに反映させます。 <p>②経営戦略の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度より地方公営企業法を公共下水道事業に適用し、公営企業会計方式にて経理処理していく予定のため、公営企業会計方式による平成32年度及び平成33年度決算確定後の平成34年度に経営戦略の見直しを実施します。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
		(決算)	[決算見込]	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)									
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	217,942	222,713	284,398	286,471	280,045	272,964	256,382	250,922	233,889	194,043	183,873	150,741	111,780	
		(1) 営 業 収 益 (B)	76,330	74,580	75,499	75,467	62,136	51,753	35,505	35,520	35,536	9,494	5,214	5,151	0	
		ア 料 金 収 入	76,032	74,362	75,199	75,167	61,836	51,453	35,205	35,220	35,236	9,194	4,914	4,851	0	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ そ の 他	298	218	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	0
		(2) 営 業 外 収 益	141,612	148,133	208,899	211,004	217,909	221,211	220,877	215,402	198,353	184,549	178,659	145,590	111,780	
	ア 他 会 計 繰 入 金	141,612	148,133	208,899	211,004	217,909	221,211	220,877	215,402	198,353	184,549	178,659	145,590	111,780		
	イ そ の 他															
	2 総 費 用 (D)	131,699	131,012	126,472	121,623	106,297	92,471	73,197	68,563	60,866	38,648	31,898	28,195	9,368		
	(1) 営 業 費 用	71,373	74,977	74,145	74,112	63,759	55,076	41,098	41,108	37,922	19,655	16,146	16,098	0		
	ア 職 員 給 与 費	2,710	2,776	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800		
	イ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	68,663	72,201	71,345	71,312	60,959	52,276	38,298	38,308	35,122	16,855	13,346	13,298	0			
(2) 営 業 外 費 用	60,326	56,035	52,327	47,511	42,538	37,395	32,099	27,455	22,944	18,993	15,752	12,097	9,368			
ア 支 払 利 息	60,326	56,035	52,327	47,511	42,538	37,395	32,099	27,455	22,944	18,993	15,752	12,097	9,368			
イ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	86,243	91,701	157,926	164,849	173,748	180,494	183,185	182,359	173,023	155,396	151,976	122,546	102,412			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	118,293	102,291	50,777	51,659	52,557	53,474	123,408	124,360	124,874	139,176	71,142	53,103	42,501	
		(1) 地 方 債 債 償 還 金	64,900	50,000	0	0	0	0	69,000	69,000	69,000	82,800	13,800	0	0	
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	60,000	50,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 他 会 計 補 助 金	47,064	49,827	48,777	49,659	50,557	51,474	52,408	53,360	53,874	54,376	55,342	51,103	42,501	
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(6) 工 事 負 担 金	5,351	2,462	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0		
	(7) そ の 他	978	2													
	2 資 本 的 支 出 (G)	200,105	205,492	208,703	216,508	226,305	233,968	306,593	306,719	297,897	294,572	223,118	175,649	144,913		
	(1) 建 設 改 良 費	6,804	4,376	0	0	0	0	69,000	69,000	69,000	82,800	13,800	0	0		
	イ ち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	193,301	201,116	208,703	216,508	226,305	233,968	237,593	237,719	228,897	211,772	209,318	175,649	144,913			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 81,812	△ 103,201	△ 157,926	△ 164,849	△ 173,748	△ 180,494	△ 183,185	△ 182,359	△ 173,023	△ 155,396	△ 151,976	△ 122,546	△ 102,412			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4,431	△ 11,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	14,314	11,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	18,745	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)	18,745	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	67.1	67.1	84.9	84.7	84.2	83.6	82.5	81.9	80.7	77.5	76.2	73.9	72.5
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	76,330	74,580	75,499	75,467	62,136	51,753	35,505	35,520	35,536	9,494	5,214	5,151	0
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)	76,330	74,580	75,499	75,467	62,136	51,753	35,505	35,520	35,536	9,494	5,214	5,151	0
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	2,835,867	2,684,751	2,476,048	2,259,541	2,033,236	1,799,269	1,630,675	1,461,957	1,302,060	1,173,088	977,571	801,922	657,009

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	H27年度 (決算)	H28年度 (決算見込)	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	141,612	148,133	208,899	211,004	217,909	221,211	220,877	215,402	198,353	184,549	178,659	145,590	111,780
うち基準内繰入金	141,612	147,580	208,899	211,004	216,286	217,888	215,284	209,814	195,967	174,388	167,727	134,643	111,780
うち基準外繰入金	0	553	0	0	1,623	3,323	5,593	5,588	2,386	10,161	10,932	10,947	0
資 本 的 収 支 分	47,064	49,827	48,777	49,659	50,557	51,474	52,408	53,360	53,874	54,376	55,342	51,103	42,501
うち基準内繰入金	47,064	47,913	48,777	49,659	50,557	51,474	52,408	53,360	53,874	54,376	55,342	51,103	42,501
うち基準外繰入金	0	1,914	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	188,676	197,960	257,676	260,663	268,466	272,685	273,285	268,762	252,227	238,925	234,001	196,693	154,281